麻生区役所広告付き庁舎案内表示板設置運用事業仕様書

１　目的

この仕様書は、麻生区役所において広告付き庁舎案内表示板（以下「案内表示板」という。）を設置し、これを媒体として広告を掲載することにより案内表示板の維持管理を行う事業（以下「設置運用事業」という。）を実施するにあたって必要な条件等を定めるものである。

２　案内表示板の設置等

（１）設置場所等

案内表示板を設置する位置は、次のとおりとする。ただし、施設管理又は安全管理上の都合により位置等の変更を行う必要があるときは、川崎市と設置業者との協議により変更できるものとする。

設置場所	台数	サイズ	表示内容
麻生区役所２階ロビー （別添配置図参照）	１台	縦 2,100 ㎜程度 横 4,000 ㎜程度 幅 700 ㎜程度	・庁舎案内図 ・周辺地図 ・相談窓口案内、会議室案内（液晶モニター１） ・行政情報（液晶モニター２）
麻生区役所３階入口 （別添配置図参照）	１台	縦 2,100 ㎜程度 横 1,100 ㎜程度 幅 700 ㎜程度	・庁舎案内図 ・相談窓口案内、会議室案内（液晶モニター１）

（２）設置・撤去

ア　設置方法

案内表示板は、設置期間の開始後すみやかに、次の対策を講じた上で所定の位置に設置すること。

（ア）転倒防止

案内表示板の設置にあたっては、本体が容易に動かないよう確実に固定するとともに転倒・落下などによる事故防止のための必要な措置を講じること。

なお、本体の固定は、床、壁、天井等にできるだけ負担の少ない方法によること。

（イ）施設利用

施設利用者等の妨げとならないよう十分に配慮し、施設管理者の指示があった場合は、その指示に従うこと。

また、案内表示板に突起物等がある場合は排除するなど安全上必要な措置を講じること。

イ　撤去

設置期間が終了したとき、又は、契約を解除したときは案内表示板を撤去し、原状回復を行うこと。

ウ　費用負担

案内表示板の設置、移設及び撤去に関する工事、転倒防止並びに安全対策に要する一切の費用は設置事業者の負担とすること。

3　案内表示板の規格等

設置する案内表示板は、次の各号の全てを満たす規格とすること。

（1）素材

案内表示板本体の素材は、鉄板又はそれに相当する強度を持つものとし、耐久性や防炎性能に考慮すること。

（2）デザイン

ア　設置場所周辺と調和のとれた色合い、デザインとすること。

イ　文字の大きさや配色については、高齢者や色覚障害者に配慮するなど、ユニバーサルデザインに心がけること。

ウ　外国語表記を付加するなど、外国人に配慮すること。

（3）庁舎案内図の表示

ア　各階ごとに部課名等をわかりやすく表示すること。

イ　課ごとに業務内容をわかりやすく表示すること。

ウ　組織変更、レイアウト変更等により表示内容に変更があった場合は、その都度、指示に基づき修正を行うこと。

エ　必要に応じて外国語表記を付加すること。

（4）周辺地図の表示

ア　麻生区内の広域図とし、公共施設（特に麻生市民館、しんゆり市税事務所）及び避難場所等、指定する地点をわかりやすく表示すること。

イ　表示内容に変更があった場合は、原則として年１回以上更新を行うものとし、軽易な変更等については、シールの貼付け等により適宜対応すること。

（5）会議室案内、相談窓口案内の表示

ア　液晶モニター１仕様

４２インチ以上の液晶モニターを区役所２階ロビー及び３階入口に設置する案内表示板に各１台搭載し、次の（ア）、（イ）を一定時間で切り替えて表示できるようにすること。

（ア）会議室案内

その日に予定している会議について、会議室名、会議時間、会議名を表示し、データについては１週間分を蓄積できるものとする。

（イ）相談窓口案内

相談名、相談員、相談日、相談時間を表示し、データについては随時更新できるものとする。

イ　情報更新について

液晶モニターに表示するための専用端末及び必要なソフトウェアを設置業者が提供し、随時表示内容を職員が容易に変更できるものとすること。

なお、液晶モニターに表示するためのデータはＵＳＢメモリ等可搬記憶媒体により更新できるものとする。

（６）行政情報の表示

ア　液晶モニター２仕様

４２インチ以上の液晶モニターを区役所２階ロビーに設置する案内表示板に１台搭載し、川崎市が提供する動画及び静止画の行政情報を表示できるものとする。

また、デジタル受信、DVD 接続ができるものとする。

イ　情報更新について

液晶モニターに表示するための専用端末及び必要なソフトウェアを設置業者が提供し、随時表示内容を職員が容易に変更できるものとすること。

なお、液晶モニターに表示するためのデータはＵＳＢメモリ等可搬記憶媒体により更新できるものとする。

（７）その他

ア　案内表示板に関する問い合わせ等に対応するため、設置事業者の連絡先を明記すること。

イ　省エネルギー対策を講じること。

ウ　電源操作はタイマーその他機器による自動制御または外部の一括集中スイッチによる方式とし、来庁者等による誤動作を防止する対策を講じること。

４　広告の掲載

（１）広告枠の設置

ア　広告のスペースの面積は、広告付き案内表示板における表示部分の３０％以内とすること。

イ　設置事業者は、広告付き案内表示板に適正な枠数と広告料金を設定し、広告事業から収入を得ることができるものとする。

（２）広告内容

ア　掲載する広告は、川崎市広告掲載要綱及び川崎市広告掲載基準を遵守し、川崎市広告掲載基準に規定する規制業種に抵触するものは掲載できないものとすること。

イ　広告募集にあたり、広告主に川崎市が広告を募集しているような誤解を与えないようにすること。

ウ　広告募集及び内容に関する一切の責任及び費用は、設置事業者が負うこと。

５　運用業務

（１）案内表示板に関する問合わせやトラブル・苦情に対しては、設置事業者の責任において対応すること。

（２）案内表示板のメンテナンス及び清掃を定期的に行い、破損・汚損等がある場合は、その都度補修等の対応を行うこと。

（３）案内表示板の維持管理に係る一切の費用は、設置事業者の負担とすること。

（４）案内表示板に係る電気料について、川崎市が年度を単位として発行する納入通知書により、次に定めるところにより算出する額を、当該納入通知書で指定する日（金融機関の休業日にあたるときは翌営業日）までに川崎市に納入しなければならない。

電気料＝親メーターによる市が支払う月額使用料（基本料金を含む）×
使用許可面積÷建物の延床面積

６　その他

（１）トラブル対応等

設置運営事業に関して、第三者との間に紛争が生じたときは、設置事業者の責任及び負担において解決すること。

（２）定めのない事項

この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、川崎市と設置事業者がその都度協議して定めるものとする。

配置図


保険年金課
区民課
12
11
10
9
8
6
5
4
3
2
1
授乳室
高齢・障害課
ふれあいネット
守衛室
総合案内
市政情報コーナー
コピー機
証明写真
14
13
15
正面出入口
出入口
予約室
児童家庭課
広場
2F
案内表示板
設置予定場所


危機管理担当
企画課
生涯学習支援担当
地域振興課
37
38
38
36
35
34
3A
33
32
31
30
39
総務課
保育所等・地域連携担当
学校・地域連携担当
おくやみコーナー
衛生課
市税証明
発行コーナー
新百合ヶ丘駅
しんゆり市税事務所
連絡通路
出入口
連絡通路
麻生文化センター
(市民館・図書室)
保護課
3F
案内表示板
設置予定場所